

いじめ対策・不登校支援等推進事業
(令和8年度予算事業)

- ー いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある
学校づくりに関する調査研究
(医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化事業)

仕 様 書

令和8年10月30日
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

1. 事業名

いじめ対策・不登校支援等推進事業（令和8年度予算事業）

ー いじめ・不登校対策等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究（医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化事業）

2. 目的

令和7年の児童生徒の自殺者数が、過去最多の538名となるなど、極めて憂慮すべき状況にある。児童生徒が自ら命を絶つことはあってはならず、児童生徒の自殺対策に向けた取組をより一層推進する必要がある。

文部科学省においては、令和8年3月から、学校が医療等の関係機関と連携しつつ、自殺リスクを抱えた児童生徒に対して、正しい知識のもとで早期に対応ができるよう、参考となる留意点等をまとめたガイドラインを作成すべく、「児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）の検討ワーキンググループ」を設置して、議論を行っているところである。

本事業は、現在作成しているガイドラインや、ワーキンググループにおける議論を踏まえ、自殺のリスクを抱えた児童生徒への早期対応に係る留意点を教職員が理解できるよう、以下の（1）及び（2）の制作を民間事業者等に委託するものである。

- （1）児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）の全体像や留意点等を解説した教職員向け動画の作成
- （2）児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）の全体版冊子及び概要版パンフレットの作成

3. 実施期間（委託期間）

委託契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 事業規模

事業規模は、1,000万円（税込）を上限とする。

5. 事業の内容

委託契約締結後、事業の委託を受けた団体（以下「受託者」という。）において以下の業務を行うものとする。

（1）児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）の全体像や留意点等を解説した教職員向け動画の作成

児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）について、教職員が簡潔に要点を理解できるよう、全体像や留意点等を解説した動画の作成を行うこと。

受託者は、企画（制作動画の内容は文部科学省と協議の上で決定する）、動画構成、台本作成、演出、出演者との交渉・調整、素材作成（イラスト、CG、テロップ等）、映像取材、撮影、編集、ナレーション、収録、BGM選曲等、動画制作にかかる作業を行うこととする。

【動画制作の内容】

(1) 企画・脚本・脚色・構成

- ①受託者は動画の制作においては、文部科学省と協議を行い、承認を受けた上で制作すること。
- ②原案の作成にあたっての企画立案、編集の方針については、文部科学省と協議の上、決定すること。決定した企画等を変更・修正する場合は、文部科学省の承諾を得るものとする。
- ③動画の構成・演出は、業務目的に沿った動画とすること。

(2) 撮影・インタビュー

- ①撮影及びインタビュー（以下「撮影等」という。）は、文部科学省の承認を受けた後に行うものとし、安全かつ効率的に行うために、関連するスタッフに周知してから開始するものとする。
- ②受託者はロケーション及び取材の際に、取材対象者及び取材対象物の対象者に対し、インターネット等で公開されることを書面等で伝え、同意を得た上で撮影の許可を得ること。また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続きと交渉を行うこととする。
- ③撮影機材は、放送業務用 FULL HD の規格以上を使用すること。なお、移動手段、テープ等の消耗品等の動画制作に関わる費用については受託者の負担とする。有識者等の出演を依頼する場合、出演料等、出演にあたっての交渉・調整は本委託の範囲内とする。
- ④受託者の事務所以外での撮影等を実施する場合は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し、2名以上で行うこととする。
- ⑤路上や公共の場所における撮影等を実施する場合は、通行車両、自転車あるいは歩行者との接触などによる事故を防止するための対策を講じることとする。

(3) 録音・編集

- ①受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して制作すること。なお、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- ②編集は FULL HD 規格以上で撮影した映像を使って、デジタル編集及び MA（整音等）作業をすることとする。
- ③文部科学省及び受託者が既に保有している映像資料を使用する場合は、双方で協議の上、使用するものとする。この場合、提供された映像資料の対価は無償とする。
- ④制作した動画は YouTube 等の Web サイトにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする。

(4) 動画制作

本業務では、以下 a、b の動画を制作すること。

- a) ガイドラインの全体像を解説する 5 分程度の実写もしくはアニメーション動画 1 本
- b) 児童生徒への対応の留意点等に関して、文部科学省が指定する有識者により解説を行う 20 分程度の実写動画 1 本

(案)

受託者は動画 1 本につき原案を作成し、それらを文部科学省に提示し、文部科学省の承諾を得て制作業務に移行するものとする。

なお、児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）については、現在、「児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）の検討ワーキンググループ」において、非公開で検討を行っているため、契約締結後に情報提供を予定しているが、文部科学省として教職員向けの自殺予防に係る基本的な考え方については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月）を参照いただきたい。

また、b の動画に出演する有識者については、同ワーキンググループの委員から 4 名（予定）を文部科学省から指定する。

(5) 制作動画の納品

制作する動画は、事業期間を納品期限とする。

(6) その他

- ・文部科学省の立会いによる試写、検査及び文部科学省と受託者との協議は、原則として文部科学省の開庁日時に行うものとする。（文部科学省の開庁日時は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始休日を除く平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分の間をいう。）なお、関係者との協議で、開庁日時以外に行う場合は、事前に文部科学省に届け出るものとする。
- ・受託者は、業務内容を理解し業務全体を適正に判断できる技術力及び必要な技能を有する者を、次に示す資格要件に基づいて配置するものとする。

（業務責任者）

受託者は、業務従事者の中から業務責任者を選任するものとする。
業務責任者は、動画制作について一定の実務経験を有し、下記の事項を適切に行うことができる者とする。

- ア 文部科学省との打合せ・協議及び調整
- イ 業務内容の把握、企画等の立案及び業務の実施
- ウ 業務従事者の人選及び適切な配置
- エ 業務従事者に対する指揮命令及び指導・教育
- オ 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守
- カ 業務従事者及び第三者に対する安全管理

（２）児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）の全体版冊子及び概要版パンフレット制作

児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）について、教職員等が読みやすいものとなるよう、視覚的に理解しやすい図表等を作成した上で、全体版冊子及び概要版パンフレットの制作を行うこと。

受託者は、企画（制作資料の内容は文部科学省と協議の上で決定する）、冊子・パンフレット構成、表紙デザイン、本文デザイン、図表作成等、資料制作にかかる作業を行うこととする。

【冊子・パンフレット制作の内容】

(1) 企画・構成

- ① 受託者は冊子・パンフレットの制作においては、文部科学省と協議を

(案)

行い、承認を受けた上で制作すること。

- ② 原案の作成にあたっての企画立案、編集の方針については、文部科学省と協議の上、決定すること。決定した企画等を変更・修正する場合は、文部科学省の承諾を得るものとする。

(2) 資料制作

本業務では、以下 a、b の資料を作成すること。

- a) ガイドライン全体版冊子
- b) ガイドラインの概要版パンフレット

受託者は各資料につき原案を作成し、それらを文部科学省に提示し、文部科学省の承諾を得て制作業務に移行するものとする。

(3) 制作資料の納品

制作する資料は、原則事業期間を納品期限とする。

(4) その他

- ・ 文部科学省と受託者との協議は、原則として文部科学省の開庁日時に行うものとする。（文部科学省の開庁日時は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始休日を除く平日午前9時30分から午後6時15分の間をいう。）なお、関係者との協議で、開庁日時以外に行う場合は、事前に文部科学省に届け出るものとする。
- ・ 受託者は、業務内容を理解し業務全体を適正に判断できる技術力及び必要な技能を有する者を、次に示す資格要件に基づいて配置するものとする。

（業務責任者）

受託者は、業務従事者の中から業務責任者を選任するものとする。

業務責任者は、冊子等の制作について一定の実務経験を有し、下記の事項を適切に行うことができる者とする。

- ア 文部科学省との打合せ・協議及び調整
- イ 業務内容の把握、企画等の立案及び業務の実施
- ウ 業務従事者の人選及び適切な配置
- エ 業務従事者に対する指揮命令及び指導・教育
- オ 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守
- カ 業務従事者及び第三者に対する安全管理

6. 業務実施上の留意点

本事業の申請・実施に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 資料等の収集・整理に当たっては、過度に特定の手法や工夫、特定の会社の教材等に偏ることのないようにすること。また、第三者に協力を依頼する場合には、十分に本事業の趣旨を周知すること。
- (2) 資料等の分析・選定を行うに当たっては、文部科学省と調整の上、審査基準を設けること。
- (3) 掲載に当たって著作権等の処理を要する映像、画像、写真、資料などの教材等については、受託者において、利用期限は無期限とし、その調達並びに資料の利用や配布での公開に必要な著作権、著作隣接権、肖像権等の許諾に関する処理を適切に行うこと。
- (4) 事業実施に当たっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技

(案)

術提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに文部科学省に届け出ること。

- (6) 委託経費については、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費、消費税相当額、一般管理費を支出するものとする。
- (7) 事業に係る経費は、委託契約締結（契約書に契約の当事者双方が押印）後に実施したものでなければ支出することができないため注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。
- (8) その他、事業の実施に当たっては文部科学省と調整を図りながら進めること。

7. 成果物の納品方法

受託者は、以下の形式により成果物を納品することとする。

(1) 動画作成について

①形式

MP4 形式とする。なお、YouTube にそのまま掲載可能な形式のデータもあわせて納品すること。

②保存媒体

DVD

③部数

1 セット

(2) 冊子デザイン作成について

①形式

pdf 形式及び pptx 形式とする。

②保存媒体

DVD

③部数

1 セット

(3) 業務報告書

業務報告書の内容：業務名称、業務場所、業務実施日、業務実施時間（開始時刻・終了時刻）、業務内容、業務従事者名及び職種、その他当該業務に関連する事項など

- (4) 受託者は、業務が完了した後、委託期間終了日までに、文部科学省が定める完了届を提出することとする。

8. 業務報告書の納品方法

業務報告書の納品方法は以下のとおり。

- ・成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わない。
- ・用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房長官通知)」を参考にすること。
- ・情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参

考にすること。

- ・業務報告書は電子データでの納品とすること。提出先は以下のとおり。

【提出先】

東京都千代田区霞が関 3－2－2

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係

E-mail : s-sidou@mext. go. jp

- ・納品後、文部科学省において改変が可能となるよう、Microsoft Office 形式や図表等の元データも併せて納品すること。
- ・業務報告書の作成に当たって、Microsoft Office 以外のソフトウェアを利用する場合は、文部科学省の承認を得ること。
- ・業務報告書が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品に留意すること。
- ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。
- ・受託者が保有する特許などを用いる場合には、成果物にその旨を明記すること。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ・本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ・要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ・「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ・必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ・これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「いじめ対策・不登校支援等推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「いじめ対策・不登校支援等推進事業（いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業）総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

(1) 事業の内容及び実施方法

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- ＊ 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性が取れていること。

1-2 事業内容の妥当性、独創性

- ＊ 1-2-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされてい

たり、創意工夫が見られる場合、その内容に応じて加点する。]

1-3 実施方法の妥当性・独創性

- * 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。
- * 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。[日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。]
- * 1-3-3 資料等の収集に当たって学校及び教育委員会など関係機関への趣旨の周知及び連絡・協力・調整を適切に行うことが見込めること。

(2) 事業の評価手法

2-1 事後評価手法の具体性

- * 2-1-1 客観的な評価指標が設定されていること。
- * 2-1-2 成果の評価手法に妥当性があること。

(3) 事業実施主体の適格性

3-1 実施体制の適格性

- * 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。[効果的な人員体制となっていれば加点する。]
- * 3-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。
- * 3-1-3 事業全体を通じて、情報セキュリティに関して必要な措置を講ずるようになっていること。

3-2 知見、専門性等の有無

- * 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。[幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力等を有していれば加点する。]

3-3 実績の有無

- 3-3-1 過去に類似の業務・役務等を行った実績があれば加点する。

3-4 経理処理能力の適格性

- * 3-4-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下

(案)

のものに限る。)

- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

(5) 賃上げを実施する企業に関する指標(中小企業のみ対象^{※1})

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。(いずれかを応札者が選択するものとする。^{※2})

5-1-1 契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額^{※2}」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額^{※2}」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

なお、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

※1 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

※2 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

10. 検査

- (1) 制作した動画は、公開する前に文部科学省の立会いによる試写(以下「検査」という。)を行い、その承認を受けるものとする。また、検査において文部科学省から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、文部科学省との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を行わなければならない。
- (2) 受託者による委託事業完了(廃止)報告及び成果物の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、文部科学省が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

文部科学省は、受託者が賃上げを実施する中小企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに文部科学省に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書（仕様書別紙 1）裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

14. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

15. 著作権

(1) 成果品に係る著作権の譲渡等

成果品に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条

に規定する著作権者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に文部科学省に譲渡するものとする。

なお、受託者又は第三者が本契約前から保有していた権利及び汎用的な利用が可能な権利は、この限りではない。

(2) 著作権者人格権の制限

① 受託者は、文部科学省に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

ア 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること

イ 成果物の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製すること

ウ 成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること

エ 成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと

② 受託者は、あらかじめ文部科学省の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

③ 受託者は、文部科学省が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

① 受託者は、受託者が文部科学省に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。

第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

② 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

16. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

17. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

18. その他

(1) 文部科学省は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに文部科学省及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、この業務履行に当たり、文部科学省又は第三者に損害をおよぼした場合は、文部科学省の責に起因する事由による場合を除いて、その損害の責を負わなければならない。

(案)

- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行にあたっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、文部科学省と受託者がその都度協議の上、決定することとする。